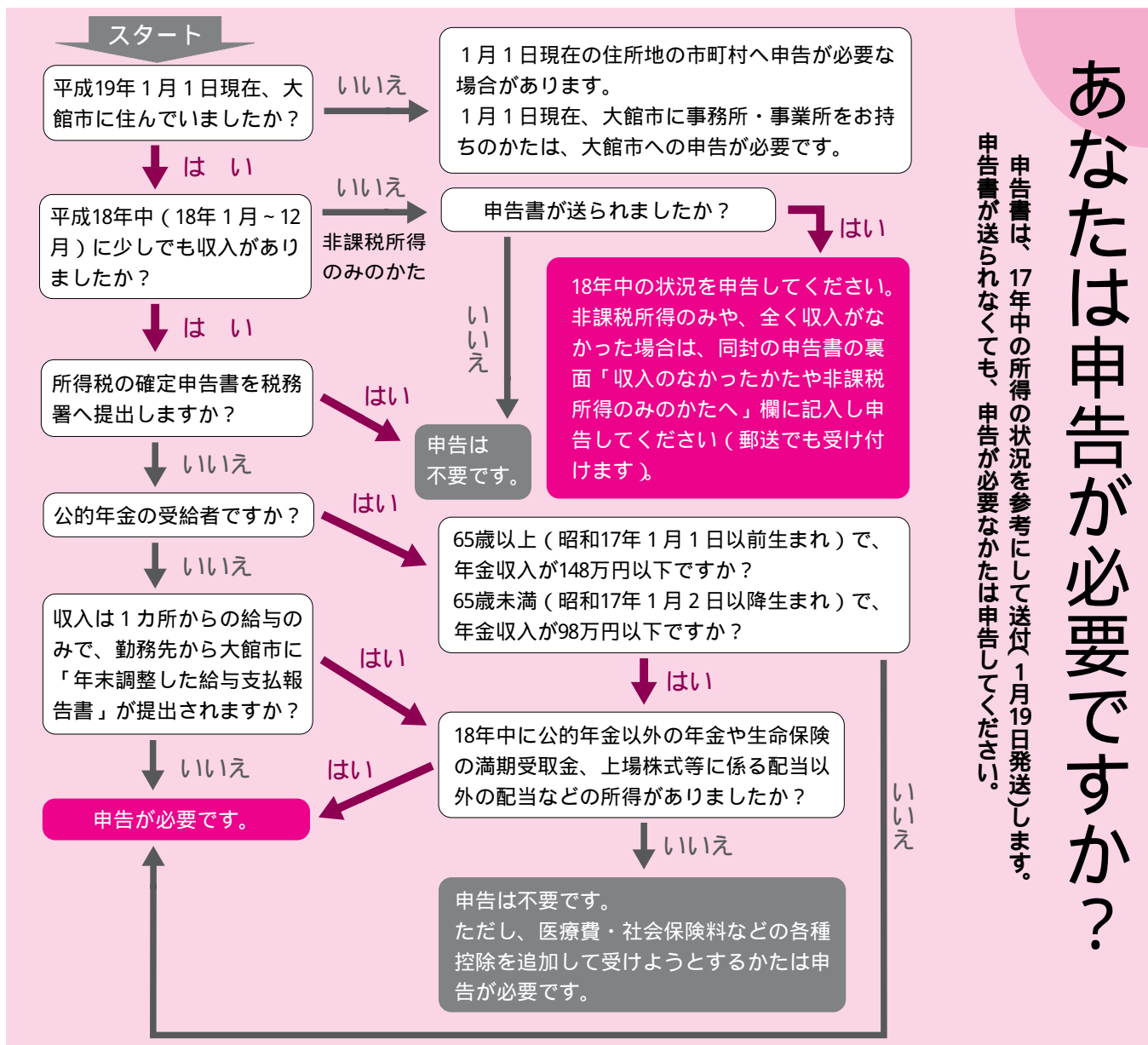


市県民税の申告相談が始まります

期間 2月4日(日)～3月15日(木)

問 税務課市民税係 ☎49-3111(内線216)

2月4日(日)から市県民税の申告相談が始まります。平成19年度分の市県民税は、18年中(18年1月～12月)の所得に対して課税されます。税額は皆さんから提出していただく申告書をもとに算出しますので、期間内に正しい申告をしましょう。期限までに申告しない場合や誤った申告をした場合は、所得証明書を発行できなかったり、後で税額が追加されたりすることがありますのでご注意ください。



次の手順で申告相談を行います

- ①受付時間内に、会場入口付近においてある番号札を手前からお取りください。②番号が呼ばれるまでお待ちください。開始目安時間まで外出されても結構です。③自分の順番がきたら、申告相談をしてください。

開場時間 8時 開始時間 9時 受付時間 8時～15時30分(中央公民館は16時まで)

申告相談日程表は、4ページ「催しかわら版」をご覧ください。混雑を避けるために相談日を行政町内別に指定していますが、指定日に都合が悪いかたは、開催中の都合の良い会場にご来場ください。なお、例年、中央公民館の終盤(3月14日・15日)は込み合うため、待ち時間が長くなります。できるだけ早めに相談することをお勧めします。